

判決年月日	平成23年3月28日	担当部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成22年（ネ）10014号		
○ 被控訴人製品が、控訴人が有する特許及び意匠2件を侵害するものではないとした原判決のうち、特許に関する部分につき、被控訴人製品は控訴人の特許を文言上侵害するものではないが、均等侵害に該当するとして、原判決の特許に関する部分が変更された事例			

（関連条文）特許法70条，100条，意匠法24条2項

（要旨）

本件は、控訴人（1審原告）が、被控訴人（1審被告）に対し、被控訴人製品（マンホールの蓋）の受枠部分が控訴人が有する特許及び登録意匠2件を侵害するとして、それぞれ製造、販売、販売の申出の差止め、半製品と各製品の製造に用いる型の廃棄、弁護士費用相当額の損害賠償（意匠事件は各100万円，特許事件は200万円）の支払を求めた事案である。

原判決は、被控訴人製品の意匠はいずれも控訴人の登録意匠とは類似せず、被控訴人の製品は、控訴人の特許を文言侵害せず、均等侵害にも当たらないとして、控訴人（1審原告）の請求をいずれも棄却した。

当審では、意匠部分については原判決を維持し、特許部分については、被控訴人製品は文言侵害には当たらないものの、以下のとおり、均等論適用のための第1ないし第5要件をすべて充たすため、均等侵害に当たるとして、差止め、廃棄を認めるとともに、損害賠償のうち100万円及び遅延損害金の支払を命じた。

① 第1要件

「・・・明細書のすべての記載や、その背後の本件発明の解決手段を基礎付ける技術的思想を考慮すると、本件発明が本件作用効果①（バールで蓋本体を引きずるようにしたり、蓋本体を後方から押し込むだけで蓋本体を受枠内にスムーズに収めることができること）を奏する上で、蓋本体及び受枠の各凸曲面部が最も重要な役割を果たすことは明らかであって（段落【0009】【0020】等参照），『受枠には凹部が存在すれば足り、凹曲面部は不要である』との控訴人の主張は正当であると認められ、本件発明において、受枠の『凹曲面部』は本質的部分に含まれないというべきである。」

② 第2要件

「・・・本件発明と被告製品Bとでは、蓋を閉じる際の蓋の移動、とりわけ、凸曲面部どうしが当接し、凹部（本件発明の凹曲面部どうし、被告製品Bの蓋アール面、蓋下部傾斜面と受枠の段部22）は当接しないとのメカニズムに違いはなく、凸曲面部の寸法や、蓋と受枠の各上部の各傾斜面の寸法の違いなどにより、シミュレーション結果に若干違いが生じたものと解される。

したがって、本件発明と被告製品Bとでは、蓋を閉じる際、蓋の移動についての作

用効果に本質的な差異はなく、被告製品 B においても、本件作用効果①を奏することができるというべきである。」

③ 第 3 要件

「被告製品 B の製造の時点（平成 20 年 3 月ころ以前）において、当業者が、本件発明の凹曲面部を凹部（段部）に置き換えることを想到するにつき、特段の困難があったものとは認められず、むしろこのような置換は容易であったものと解するのが合理的である。」

④ 第 4 要件

「本件特許の出願時（平成 14 年 2 月 14 日）に、地下構造物用丸型蓋（マンホール）の分野において、蓋本体と受枠とを傾斜面部により嵌合支持すること自体は周知であったとしても、被告製品 B のように、内鍔を設けず、蓋と受枠の凸曲面部どうし、又は上部傾斜面部どうしの当接によって、蓋の開閉をスムーズにし、蓋と受枠の上部傾斜面部どうしを当接させること等によって、蓋本体のガタツキを防止し、土砂、雨水等の浸入を防止するとの解決手段は容易に想到し得なかったというべきである。」

⑤ 第 5 要件

「控訴人が、本件特許の出願手続において、特許請求の範囲から被告製品 B のような構成（受枠の『凹曲面部』を『段部』に代える構成）を意識的に除外した等の特段の事情があるものとは認められない。」